

## 介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に関する事業者の同意書

介護保険住宅改修費等受領委任払い制度の取扱を申し出るに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

- 1 住宅改修等の提供に関しては、関係法令及び玉野市介護保険住宅改修費等の支給に係る受領委任払いに関する要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 住宅改修等を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間を確認し、玉野市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度が利用可能であるかどうか確認すること。また、当該被保険者に過去の住宅改修等の給付実績を確認すること。
- 3 住宅改修を行う被保険者との間で、当該住宅改修費の受領委任払いについて、所定の様式により同意書を交わし、市長に提出すること。
- 4 住宅改修等を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等を行うよう努めること。
- 5 住宅改修等を行うに当たっては、玉野市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 6 住宅改修にあつては、事前に工事内容の説明を玉野市に行い、給付対象経費及び給付見込額について玉野市の確認を得ておくものとする。ただし、地域包括支援センター職員及び各居宅介護支援事業者（以下「介護支援専門員等」という。）が代わってこれを行う場合には、事業者からの説明等を省略することができるものとする。
- 7 受領委任に関する全てを第三者に委任してはならない。
- 8 住宅改修費等については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担分の領収証を発行すること。
- 9 住宅改修費等の代理受領を行ったときは、被保険者あて保険給付分の領収証を発行し、市長に提出すること。

- 1 0 関係法令、実施、この遵守事項等に違反し、その是正等について玉野市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 1 1 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 1 2 市は、事業者が本同意書に違反したとき又は本同意書を遵守することができなくなったと認めるときは、この同意を取り下げることができる。この場合において、解除により事業所に損害が生じても市は賠償の責めを負わない。
- 1 3 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、事業所の職員であった者に、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。
- 1 4 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を所定の様式にて玉野市長に届け出ること。
- 1 5 登録を行っていた事業を廃止し、休止し、再開し、又は辞退するときは、速やかにその旨を所定の様式にて玉野市長に届け出ること。

(あて先) 玉野市長

所在地

届 出 者

事業者名称

代表者氏名

事業者  
代表者印